

 厚生労働省  
東京労働局発表  
平成29年5月23日担  
東京労働局労働基準部監督課  
監督課長 樋口雄一  
主任監察監督官 中尾 剛  
電話 03 - 3512 - 1612  
当

## 平成28年の定期監督等の実施結果を公表します - 定期監督等を実施した事業場の7割以上に法違反 -

東京労働局（局長 渡延 忠）及び管下18労働基準監督署（支署）においては、全ての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

この度、平成28年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等(注)の結果について、以下のとおり、取りまとめました。

(注)：「定期監督等」とは、各種の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入検査のことです。

### < 東京労働局における平成28年定期監督等の概要 >

1 実施件数 9,705件 【表1】

<業種別> 建設業 3,716件 商業 1,502件 その他の事業 1,204件

- ・ 建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一斉監督を年間2回実施しました。
- ・ その他の事業とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等です。

2 違反事業場数 7,395件 【表1、表2】

<内容別> 労働時間 2,433件 割増賃金 2,011件 安全基準 1,797件

- ・ 不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払が生ずるケースが多く認められます。

3 違反率 76.2% 【表1】

(上記項目「2」÷「1」で算出。)

<業種別> 保健衛生業 84.4% 接客娯楽業 83.7% 製造業 82.1%

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施し、認められた労働基準関係法令違反などについては是正改善を指示します。また、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処します。

【表1】 定期監督等の実施件数・違反件数

	平成28年		
	実施件数 (件)	違反件数 (件)	違反率 (%)
製 造 業	1,090	895	82.1%
鉱 業	1	0	0.0%
建 設 業	3,716	2,705	72.8%
運 輸 交 通 業	384	305	79.4%
貨 物 取 扱 業	33	26	78.8%
工業的業種小計	5,224	3,931	75.2%
農 林 業	8	5	62.5%
畜 産 ・ 水 産 業	0	0	0.0%
商 業	1,502	1,179	78.5%
金 融 広 告 業	172	117	68.0%
映 画 ・ 演 劇 業	55	45	81.8%
通 信 業	30	13	43.3%
教 育 研 究 業	362	273	75.4%
保 健 衛 生 業	533	450	84.4%
接 客 娯 楽 業	490	410	83.7%
清 掃 ・ と 畜 業	120	92	76.7%
官 公 署	5	1	20.0%
そ の 他 の 事 業	1,204	879	73.0%
非工業的業種小計	4,481	3,464	77.3%
合 計	9,705	7,395	76.2%

【表2】 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

労働基準法違反

	15条 労働条件明示	24条 賃 金 不 払	32条 労働時間	34条 休 憩 休	35条 休 日	37条 割 増 賃 金	89条 就 業 規 則	108条 賃 金 台 帳
平成28年	1,497	488	2,433	222	167	2,011	978	1,290

労働安全衛生法違反

	10~19条 (14条を除く) 安全衛生管理体制	14条 作 業 主 任 者	20~25条 安 全 基 準	20~25条 衛 生 基 準	30・31条 特 定 元 方 事 業 者 ・ 注 文 者
平成28年	935	350	1,797	325	649

	45条 定 期 自 主 査	59・60条 安 全 衛 生 育	61条 就 業 制 限	65条 作 業 環 境 健 康 診 断	66条
平成28年	197	54	41	195	1,488

【表 2 : 補足】 法違反の事例

労働基準法違反

<p>第 15 条          &lt; 労働条件の明示 &gt;</p>	<p>労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。          また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。</p>
<p>第 32 条          &lt; 労働時間 &gt;</p>	<p>時間外労働に関する協定（36協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。          また、協定の締結・届出はあるが、協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。</p>
<p>第 37 条          &lt; 時間外労働、深夜労働の割増賃金 &gt;</p>	<p>時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定の割増賃金（通常の賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの。          平成 22 年 4 月 1 日から、大企業（業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている）については、1 か月 60 時間を超える残業時間に対しては 50% 以上の割増率による割増賃金を支払わなければならないこととなっています。</p>
<p>第 89 条          &lt; 就業規則の作成など &gt;</p>	<p>常時使用する労働者が 10 人以上いるにもかかわらず、就業規則の作成・届出がないもの。</p>

労働安全衛生法違反

<p>第 10～12、15、17～19 条          &lt; 安全衛生管理体制 &gt;</p>	<p>常時使用する労働者が 50 人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。</p>
<p>第 20～25 条          &lt; 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準 &gt;</p>	<p>高さが 2 メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたものなど。</p>
<p>第 30・31 条          &lt; 元方事業者等 &gt;</p>	<p>建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営などを行っていないもの。</p>
<p>第 66 条          &lt; 健康診断 &gt;</p>	<p>常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。</p>